

## 第16回高知県子ども・子育て支援会議の概要

### 1 日程及び主な議題

日時：令和2年2月14日（金） 14:00～16:00

場所：高知県立県民文化ホール 第6多目的室

#### 【 議事内容 】

- (1) 第2期高知県子ども・子育て支援事業支援計画(最終案)等について

### 2 会議の概要（委員からの主な意見）

事務局説明：第3章 第1節 高知版ネウボラの推進

資料：【資料1】（16ページ）

- 「ネウボラ」という言葉は、まだ県民に浸透していないと思われるため、補足説明や注釈があると良いのではないか。（委員）

⇒ 追記します。（児童家庭課）

事務局説明：第3章 第2節 幼児期の学校教育・保育の充実

資料：【資料1】（17ページ～32ページ）

- 保育士等の確保方策について、現場の感覚では、保育士不足が解消されてきている実感があまりない。現場が実感できるように取り組みを進めていただきたい。他県では、高齢者の力を借りて、保育補助や保育支援ができる方を現場に配置することで、保育士には専門性の必要な仕事を充実してもらい、保育の質の向上を図ろうといった、具体的な取り組みをしている県もある。

また、厚生労働省では、「保育の現場・職業の魅力向上検討会」を立ち上げている。保育現場のやりがいや魅力を、これから保育士を目指す世代に周知していただきたい。

（委員）

⇒ これまでは高校生に対して、各高校を訪問して保育士の仕事内容の説明や奨学金のPRを行うことで保育士確保に努めてきた。来年度は、中学生に保育士の仕事を知ってもらうためのPR動画を作成する予定。

そのほか、昨年10月に保育士資格をお持ちの方にアンケート調査を実施し、現在保育士として働いていない方について理由等の洗い出しを行った。それを基に関係団体の皆様と一緒に解決策を考えていきたい。

賃金については、公定価格を上げるよう、国に対して働きかけていく。それ以外の部分でこういった処遇改善ができるのか、関係団体の皆様と協議していきたい。

（幼保支援課）

事務局説明：第3章 第3節 地域子ども・子育て支援事業  
(10) 病児保育事業  
資料：【資料1】(43ページ～44ページ)

- 「病児・病後児対応型」及び「体調不良児対応型」の設置状況と5年後の状況について伺いたい。(委員)

⇒ 「体調不良児対応型」の実施市町村数は現状の5市から5年後も変更がない予定であるが、実施園は2箇所増える予定となっている。

「病児・病後児対応型」は現在8市町村に設置されているが、5年後は2市町(土佐市、大月町)で増える予定である。また、高知市では実施園が1箇所増える予定である。

指標は、各市町村の計画を集計した数値になっている。(幼保支援課)

事務局説明：第3章 第3節 地域子ども・子育て支援事業  
(11) 放課後児童クラブ  
資料：【資料1】(44ページ～47ページ)

- 指標に「放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施校率100%」とあるが、分母となる校数は何校か。(委員)

⇒ 県内の公立の小学校が対象であり、分母となる校数は190校。現在は96.3%の学校で実施されている。(生涯学習課)

事務局説明：第3章 第4節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援  
2. 社会的養護体制の充実・強化  
資 料：【資料1】(53ページ～54ページ)

- 困っている家庭や子どもが沢山いる中、保育所だけでなく社会的養護も保育士不足、専門職不足が何年も続いている。保育士確保に向けたPRをする際に、児童養護施設等の仕事もやりがいのある仕事であるという内容も盛り込んでいただきたい。(委員)

⇒ 教育委員会と連携して、若い世代の学生達への呼びかけを行っていく。

別途、資格を持たれていない指導員を施設が雇う際に来年度からは助成を行う予定。

(児童家庭課)

- 里親は、虐待などで心に傷を受けた子どもを預かる場合もあり、かなり専門的な知識や技術、質が必要となる。里親の専門職としての質の向上のために力を入れていただきたい。(委員)

⇒ 児童相談所と連携しながら里親へ支援をしていく。また、施設の協力を得ながら、子どもたちへのより良い支援のあり方を一緒に方を考えていく。(児童家庭課)

事務局説明：第3章 第5節 仕事と家庭生活の両立支援  
資 料：【資料1】(62ページ～65ページ)

- ワークライフバランスの推進において、保育所等に長時間預けられる子どもの思いやその親の悩みを踏まえて取り組んでいただきたい。働きながら子育てできるよう、ソフト面の充実を図らないと、教育・保育の質の向上につながらない。(委員)

事務局説明：第3章 第6節 ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援  
1. 誰もが希望する時期に安心して結婚、妊娠・出産、  
子育てできる社会  
(1) 出会いの機会の創出  
資料：【資料1】(68ページ～70ページ)

○ 「出会いの機会創出」以外の対策も必要ではないか。(委員)

⇒ 「②取組の方向、具体的な取組」の最後に、来年度実施予定の「新入社員等を対象としたライフプランセミナー」の取組を記載している。妊娠・出産等に関する知識を深めていただき、自分の人生プランを具体的に考えていただくきっかけとしていただきたいと考えている。

当課でも様々な調査を行っており、原因や課題を分析しながら取組を進めていく。

(少子対策課)

事務局説明：第3章 第6節 ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援  
1. 誰もが希望する時期に安心して結婚、妊娠・出産、  
子育てできる社会  
(3) 子育て支援策の充実  
ア 安心して子育てできる生活環境の整備  
イ) 安全な道路交通環境の整備  
資料：【資料1】(79ページ～81ページ)

○ 通学路の歩道において、子どもが遊びながら歩いていると、道路との境が縁石だけのところでは柵がないと飛び出す恐れがある。また、道幅が狭く車のすぐ横を歩くなど、事故につながる恐れのある場所がある。早急に対応し、安全な交通環境の整備につなげてもらいたい。(委員)

⇒ 現状として、他県での通学時の事故を受けて、警察や土木事務所、学校関係者などで通学路を点検して危険箇所を洗い出し、できる限りの措置は行っている。

(幼保支援課)

⇒ 関係機関等につなぐので、気になる場所があれば、ご連絡いただきたい。(事務局)

事務局説明：第3章 第6節 ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援  
2. すべての子どもの生きる力を育むことができる社会  
(1) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備等  
イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備

資料：【資料1】(84ページ～91ページ)

- 「ア) 就学前の教育・保育の充実」の「就学」とは何を指しているのか。義務教育に就くことか、或いは学校に行くことか。学校教育法では幼稚園も学校に位置付けられている。(委員)

⇒ 小学校に就学する前の教育・保育を指している。表現は検討させていただく。

(幼保支援課)

事務局説明：第3章 第6節 ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援  
2. すべての子どもの生きる力を育むことができる社会  
(1) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備等  
エ 子どもの健全育成  
イ) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

資料：【資料2】(94ページ～98ページ)

- 幼児教育の現場でも、保護者からゲームの時間等について相談を受けることがある。有害環境対策として、具体的に進んでいる取組は何かあるか。(委員)

⇒ インターネットやSNSが原因のトラブルでいじめ等につながる場合もあることから、学校からの要請を受けて各警察署がインターネットの安全利用について講演等を行い、被害の防止に努めている。

また、児童生徒や保護者に対して、携帯電話の利便性、危険性、フィルタリング促進等についての啓発活動を行うとともに、児童生徒に情報モラルを身に付けさせ、ネットトラブルから守るための教育を推進している。(事務局)

⇒ 幡多地区の小中学校PTA連合会において、「幡多っ子 ネット宣言」として家庭でのスマートフォン等の取り扱いについてルール作りを促す取組を行っている。この取組は他の地区にも波及している。(生涯学習課)

**【計画全般についての意見】**

○ 「計画期間内（５年後）に目指す姿」として指標を記載しているが、あわせて、現状の数値を記載することで目標がどれほどのものか分かりやすい。（委員）

⇒ 現状の数値は現状欄に記載しているが、こういった記載にすれば分かりやすいか、ご意見を踏まえて検討する。（事務局）